

平成 26 年度第 5 回タウンミーティング ～ 質疑応答 ～

【質問・要望 1】 習志野文化ホールのバリアフリー化について

習志野文化ホールは階段のため、高齢者は上階に上がるのが難しい。エレベーターやエスカレーターを設置することはできないか。

【回答 1】

まず、エレベーターやエスカレーターを設置するには、必ず構造計算が必要です。建物自体が、その設置工事に耐えられるかどうかを計算するわけです。

文化ホールではないのですが、よく言われるのが大久保の習志野市民会館です。市民会館にもエレベーターがありません。何故かと言えば、設置することができないのです。いわゆる「既存不適格」という建物なのです。

古い建物に関する耐震基準というのは非常に厳しくなっていて、改造にあたっていろいろな制限が出てきます。市民会館については、エレベーターを設置することによって建物全体の強度が不足してしまうわけです。

文化ホールも、37 年前に建てられた施設のため、同様の問題があります。ですから、当面の特別措置として、ステージ裏にある事務用エレベーターを使っています。

また、そもそも 37 年も前に建てられた施設ですから、耐用年数 50 年と見ると、残り 13 年しかありません。実は、文化ホールについては、音響設備や弱った天井の補強など、エレベーター・エスカレーターとは関係しない部分だけで 15 億円の改修工事を行うことになっています。そうしたことを考えますと、大変申し訳ないのですが、専用のエレベーター・エスカレーターを設置することは難しい状況です。必要に応じて、事務用のエレベーターを利用していただければと思います。

なお、足の不自由な方や車椅子の方については、専用の席を設けていますので、ご活用ください。

【質問・要望 2】 救急車の適正利用について

医療機関に勤めているのだが、救急車の適正利用について、もっと啓発してもらいたい。適正に利用されていないがために、ようやく病院にたどり着いた重症の患者が後回しになってしまっている現実がある。

また、小さい子どもがいる家は判断が難しく、相談や問い合わせが多くなっている。「どういうときに、どういった対応をとればいいのか」ということについても、救急車の適正利用と併せて、キャンペーン等を行ってほしい。

【回答 2】

このことについては、現在、二つの対策をとっています。

一つは、「普通救命講習の活用」です。私は消防団出身で、習志野市は「普通救命講習受講率日本一」を掲げた取り組みをしており、市民受講率は 2 年連続で日本一を達成しました。この講習の中で、救急車の適正利用については周知を行っています。

平成 26 年度第 5 回タウンミーティング ～ 質疑応答 ～

私としては、本件を「消防行政一般の普及」ということで捉えており、特に救急車については稼働率が非常に高く、重要な課題として受け止めています。「救急車の利用を有料にしたらよいのではないか」というご意見もいただきますが、有料化することは受診抑制につながってしまうという説が有力です。あとはモラルの問題になりますので、町会・自治会の中でも啓発活動をしていただけると助かります。

もう一つは「こども救急電話相談」です。これは県と連携して行っているものですが、時間が夜 10 時までに限られています。他の都道府県では 24 時間というところもありますから、拡充するよう、県に要望しています。

【質問・要望 3】 鷺沼小学校の建て替えスケジュールについて

配布された建て替えスケジュールを見ると、改修後に建て替えが行われるのが通常のように、鷺沼小学校は改修が無く、平成 34 年に建て替えとなっている。これは最近のうち改修工事があったということか。また、建て替えまでの間、校舎の安全性には問題が無いという認識でよいか。

【回答 3】

この資料で改修が記載されていない学校は、基本的には既に改修済みのところ。この資料で言う「改修」は、長寿命化に関する改修のことを指します。先ほど説明したように、耐用年数 50 年のものを 70 年にするためのものですね。なお、耐震改修については、今年 3 月までに全小・中学校で完了します。

鷺沼小学校については、50 年を経過するため、できるだけ早く建て替えようという方針としました。ですから、長寿命化の改修をせずに、建て替えを行うスケジュールとなっています。

改修をするということは、その校舎を引き続き長く使うということです。改修を行わない鷺沼小や実籾小は築 50 年を目途に建て替え、改修を行う学校は築 70 年、改修から 20 年を目途に建て替えると考えてください。

耐震性については、どの学校も問題ありませんので安心してください。鷺沼小の体育館も、見た目は古いですが、耐震性等に問題はありません。

【質問・要望 4】 学校給食について

最近、「和食」がユネスコの無形文化遺産（世界無形文化遺産）に登録されたり、新潟県三条市で米食 100%にして牛乳を減らしていこうという取り組み（完全米飯給食）がされたりしているが、習志野市として学校給食をどう考えているのか、今後の方向性を教えてほしい。

平成 26 年度第 5 回タウンミーティング
～ 質疑応答 ～

【回答 4】

現状として、習志野市が行っているものとしては、「キャロット計画」があります。これは、5・6 月の給食で使われるにんじんすべてを、習志野市産で賄おうというものです。にんじんご飯などの形で出てきます。

習志野市の特産である春夏にんじん（習志野にんじん）は、「彩^{あやほまれ}誉」という品種です。にんじんにも多様な品種があつて、お隣の船橋市もにんじんが有名なのですが、こちらは「ベーターキャロット（ベーターリッチ）」というもの。彩誉は、春夏にんじんの中でも国内最大のシェアを誇っており、これが初めて作付けされたのが習志野市なのです。

和食については、現在のところ、特別何か取り組んでいるものはありません。もちろん、「食育」ということでは取り組んでいます。

鷺沼小の給食は、「センター方式」です。今後、給食センターを建て替える計画があります。安全を脅かさない範囲ではあるものの、かなり老朽化が進んでいますので、その建て替えに合わせて、いろいろなことに取り組んでいきたいと考えています。なお、給食センターの建て替えは、平成 28 年を予定しています。

一方で、「すべて自校方式にすればよいのではないか」というご意見もあります。自校方式は良いのですが、スペースが必要になります。ご存知のとおり、鷺沼小は敷地が広くありません。もちろん、建て替えにあたっては、今の敷地内に建てるかどうかという問題もありますから、現時点では何とも言えない状況です。

米食については、パーセンテージまでは把握していないものの、習志野市の米食率は高いと思います。牛乳を入れるか入れないかという点については、やはり県内一斉に始めるようなことをしないと、費用が莫大なものになってしまいます。つまり、給食費に跳ね返ってきます。ですので、そのまましていきたいと考えています。

「お茶とかに替えると費用が高くなるの？」という質問が出ていますが、牛乳をやめると、牛乳で摂取していた栄養を、他のもので補わなければなりません。ですから、牛乳よりもお茶の方が高い・安いという話だけでは済みません。給食というのは、厳密に栄養を計算しているのです。牛乳の分を補填するのはなかなか大変なようです。

【質問・要望 5-1】 都市計画道路 3・3・3 号線の具体的な工程について

3・3・3 号線については、先ほど「あと 10 年は開通しない」ということだったが、もっと具体的に「〇年後にはここまで開通」などといったものはないのか。

パーセンテージで言うと、現時点でどの程度の用地買収が済んでいるのか。

【回答 5-1】

まず、用地買収が終わっていないというのが、計画を不明確にしている最大の点です。パーセンテージで言えば、90%程度は済んでいます。ただ、用地買収については、全体と

平成 26 年度第 5 回タウンミーティング ～ 質疑応答 ～

してのパーセンテージよりも、最後の何軒という部分の交渉にかかっています。

繰り返しとなりますが、皆さんに注意していただきたいのは、「残りの何軒」に対して責めてはならない、ということです。こういうことが起きてしまうと、交渉はより難航する傾向にあります。土地の所有者は、それぞれの財産権を正当に行使しているだけですから、決して何か悪いことをしているわけではありません。そのことをぜひご理解いただきたいと思います。

そして、用地買収が終わると、いよいよ工事となります。通常、工事に入ってしまうと、意外と早いものなのですが、3・3・3号線については、鉄道を越える必要があります。橋を架ける場合、それが川などの上であればいいのですが、鉄道となると、鉄道事業者との綿密な打ち合わせが必要となります。しかも、今回はJRと京成、二つを越えなければなりません。さらに難しいのは、JRの上空はJRが、京成の上空は京成と、各々分割して工事をする必要があるということです。こういったいろいろなことがありますから、10年は見とおかなければならないと考えています。

そもそも「平成19年開通」としていて、今もまだできていないわけですから、私としてもはっきり言いづらい部分ではあります。ただ、10年あれば大丈夫なのではないでしょうか。

【質問・要望 5-2】

鉄道を跨ぐため、鉄道事業者との協議が必要だという話は分かった。しかし、あそこには東京電力の高圧線なども通っている。そういった事業者との協議も必要になるのではないか。また、そうした協議は前もって進められているのか。

【回答 5-2】

もちろん、東京電力等の関係事業者との協議も必要です。

誤解があったかもしれませんが、時間を要する一番の理由は、やはり用地買収です。JRや京成、東京電力にしても、相手は法人であり、所定の書類や手続きさえ整えば、話は計画どおりに進んでいきます。ですから、その点は問題ありません。しかし、用地買収については、目途を立てようがありません。

用地買収後に設計等が入りますから、新庁舎の例で言えば構想～設計～工事～完成で5年。5年以内に用地を買収するとして、合わせて10年くらいは見ておいてほしいということです。

【質問・要望 5-3】

今日の参加者の中にも、私を含めて、3・3・3号線の整備のために土地を売った人がいる。そのとき、県の職員が言ったのは「今年度はこれだけの予算しかないの、これだけしか買収できない」ということだった。これではいつまで経っても終わらないと思い、「いつに

平成 26 年度第 5 回タウンミーティング ～ 質疑応答 ～

なったら完成するのか」と訊ねたら、20 年後とか、そのようなことを言っていた。

【回答 5-3】

事業認可を受けた区間というのは、「売りますよ」という人が現れた場合、土地の請求ができるものとされており。当時、その職員がどういう言い方をされたかは分かりませんが、法律でそういった規定がされています。

【質問・要望 6-1】 鷺沼台 2 丁目周辺の開発について

先日、「市街化調整区域の使い方についてどう考えるか」というアンケートが届いた。そこには、農地をそのまま残すべきか、あるいは住宅や商業施設を建てるために使うべきかという内容が書いてあった。その辺りについて、今度どうなっていくのか、市として方針などがあれば教えてほしい。

【回答 6-1】

恐らく、そのアンケートを受け取られたのは、皆さん「市街化調整区域」に住まわれている方だと思います。

先ほど都市計画の話の中で説明すればよかったのですが、土地の区分の一つとして「市街化区域」と「市街化調整区域」というものがあります。この市街化調整区域というのは、基本的に住居等が建てられない区域とされています。ただし、特定の条件をクリアしていれば、特例として住居の建築が認められていますので、皆さんの住居はそうして建てられたのだと思います。

今回のアンケートは、今後の都市開発をどのようにしていくか、皆さんの意向を調査するために行ったものです。市街化調整区域というのは、都市と自然との共生、そのバランスを維持するためにあります。ですから、そのバランスをどうするか、ということになります。

具体的な例で言うと、奏の杜地区は元々、35 ヘクタールの畑でした。以前は営農の意欲が強かったわけですが、時代の流れとともに後継者が見つからなくなっており、農家をやめようという家が多くなってきました。そのため、全体として見たときに、一部は畑、一部は荒地と“まだら”な状況になっており、所有者にとっても私たち行政にとっても、もどかしい状態でした。そうした中で、農地として使う土地は一カ所に集約（農地集積）して、その他の部分は市街化区域に編入し、土地活用をしたいという話が出てきました。

市街化調整区域から市街化区域に変更すると、まず都市計画税が賦課されるようになります。固定資産税も大きく上昇します。土地を売るときに有利になりますから、資産価値が上がるわけですね。

こういったことについての意見・意向をお伺いする調査を、現在行っているということです。特に鷺沼台地区や鷺沼地区については、もちろん地主さんの意向が最優先ではありますが、都市化することによって、習志野市をさらに発展させていきたい。それが現在の

平成 26 年度第 5 回タウンミーティング
～ 質疑応答 ～

方向性です。

ちなみに、奏の杜に変わった“谷津”の 35 ヘクタールからの税収というのは、畑だったときに約 1,000 万円。それが、今あのように開発が進んでいることで、約 10～15 億円となります。これが毎年入ってくるわけです。増収の主な要因は固定資産税。地主の方々からすると、固定資産税が跳ね上がってしまうわけですが、その一方で資産活用ができるようになります。

もちろん、行政としてはインフラ整備等を行わなければいけませんから、それにかかる費用が約 5～10 億円。差し引くと、5～10 億円というお金が、習志野市にとっての“純増分”ということになります。このお金は、奏の杜も含めた市内全域に市民サービスとして分配されるわけです。

習志野市は東京にほど近く、開発をすれば人が集まって、住んでもらえます。こういう土地は貴重です。なお、習志野市の場合、市民一人あたりの税収は、平均すると約 15 万円強です。人口が増えるということは、それだけの税収が見込めるということになります。そうしたことを踏まえて、アンケート調査を行っています。

【質問・要望 6-2】

それでは、鷺沼台 2 丁目周辺で進んでいる開発は、今後も引き続き進んでいくという方針だということでしょうか。

【回答 6-2】

そうですね。もちろん、市が土地を持っているわけではありませんし、市が主導しているわけでもありませんが、開発業者がどんどん入っているという現状があります。

皆さんがお住まいの地域の中に、「農用地」と呼ばれるところがあります。これは法律で「農業しかできません」とされている土地です。この土地は、単に市街化調整区域に入っているだけのところとは違って、このままでは宅地として開発することはできません。もし農用地が解除できれば、いよいよ宅地開発することができるようになります。ですから、農用地所有者についても、意向も伺いたいと考えています。

【その他】

個別具体的な要望等については、所管部署に対応を依頼しました。

道路標示については、千葉県公安委員会（千葉県警察本部）が所管しています。本市としては、当該道路の道路管理者である道路交通課が県との窓口となりますので、同課に情報提供しました。

なお、路面に引かれた線のうち、「区画線」に該当するものについては、道路管理者が設置・管理しています。

(広報すぐきく課)